

聖籠町中小企業融資あつせん規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第三号

聖籠町中小企業融資あつせん規則の一部を改正する
規則

聖籠町中小企業融資あつせん規則（昭和四十九年聖籠町
規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号を次のように改める。

三 納期の到来した町税について完納していること。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。